

公益社団法人被害者支援センター「やまなしボランティア支援員募集要項」

1 はじめに

「(公社)犯罪被害者支援センター「やまなし」」は、犯罪や重大の事故等に遭われた被害者とそのご家族の方々が抱える悩み等による、精神的負担の軽減や心のケアを目的として設立された公益社団法人です。

当センターでは、第1期生から第13期生のボランティア支援員による「電話相談」、「面接相談」、「裁判所・検察庁・病院等への付き添い」などの支援活動、また団体周知のための広報活動等に幅広く取り組んでおります。

平成30度からは、山梨県からの委託事業である「やまなし性暴力被害者サポートセンター【かいさぼももこ】」を受託し、性犯罪・性暴力の被害者に特化した相談窓口対応も必要になっております。

そのことからも、被害者支援の輪を大きく広げるための「入門編」と併せて、「初級編」では様々な支援活動に従事していただくための基本的な知識の習得を目的に、ボランティア支援員の第14期生を募集することとしました。

2 募集期間

令和4年8月1日から同年9月30日までの間

3 応募資格（性別不問）

（但し、やまなし性暴力被害者サポートセンターにおいては女性限定とします）

- (1) 年齢は、おおむね25歳以上65歳以下の方
- (2) 心身ともに健康である方
- (3) 被害者支援に关心があり、ボランティア活動に理解と意欲がある方
- (4) 相談等に必要な知識・技術を習得するための専門的な研修を受けることができる方
- (5) 月2回程度の相談業務等に従事できる方（従事可能な曜日、時間の調整可）
- (6) 電話相談等の経験があれば、なお望ましい（無くても可）
- (7) 臨床心理士・社会福祉士等、専門の資格をお持ちの方は別途お申し出下さい

4 応募要領

- (1) 次の書類を下記送付先に郵送又は持参（FAX・E-mail 可）してください。
 - ボランティア支援員申込書
 - 「ボランティア支援員に応募した動機等」と題した作文
(A4版大の用紙に横書きで2~3枚に収まる範囲で書いてください。)
いずれも指定用紙があります。
- (2) 申込書送付先
〒400-0031
山梨県甲府市丸の内2丁目28番15号 キクヤビル 1階
(公社)被害者支援センター やまなし 事務局 あて
- (3) 応募締め切り
令和4年9月30日（当日消印有効）

5 募集人員

おおむね25人(支援センター・サポートセンター合わせて)

6 選考

- (1) 応募者から提出された申込書等に基づいて、書類審査を行います。
- (2) 書類審査結果については、後日通知します。

7 研修

(1) 研修の実施

書類審査で選考された方は、「ボランティア支援員養成講座」を受講していただきます。研修については、令和4年10月3日（月）の入門講座（ボランティアの活動希望者のみならず、市町村職員、また被害者等への関心をお寄せ下さっている山梨県民全てが対象です。）なお、ボランティアとしての活動を希望される方については、10月21日（金）の開講日から令和5年2月18日（土）の修了式まで全9日間、平日の午後(最終日のみ土曜日)で研修会の開催となります。詳細は別添（カリキュラムは決定後直ちにHPにて掲載）を参照して下さい。

研修費用は無料ですが、交通費、食事代等は自己負担していただきます。

(2) 研修内容

犯罪や重大な交通事故等に遭われた被害者やそのご家族の支援活動に必要な知識や技能を修得するため、医師、弁護士、臨床心理士等専門家や警察をはじめ専門機関の担当者による研修を受けていただきます。

8 ボランティア支援員の登録と任期

- (1) 研修終了後、面接を行い、ボランティア支援員としての適性を審査したのち「公益社団法人被害者支援センターやまなしの支援活動に関する規程第5条」に規定する「支援員候補者選考委員会」を設置し、提出書類等の審査を行い、選考された方の最終意向の確認をしたうえで登録させていただきます。
- (2) ボランティア支援員の任期は1年とします。ただし、再任が可能です。

9 ボランティア支援員の活動内容等

- (1) 活動の内容は、電話相談と直接支援、または広報活動です。

直接支援（電話相談含む）では、本法人が山梨県公安委員会からの指定を受けている被害者支援団体であることから、一定の研修期間が終了した支援員の中から選抜し、自宅訪問や警察署、病院、裁判所等への付添いなど被害者の要望に応じた直接的な支援活動に携わって頂くことになります。

また、広報活動員については年間計画において各種のイベントに参加し、本団体の周知を目的としたチラシ等を配布して頂く活動です。

- (2)-1 <被害者支援センター> 活動場所…電話相談の受付は「(公社)被害者支援センター やまなし」の事務所内にある電話相談室、尚、直接支援は概ね県下全域です。（交通費等は実費支給します。）

- (2)-2 <やまなし性暴力被害者サポートセンター> 活動場所…甲府市内(場所については非公開です)

1、及び2のいずれか、また両方の活動への従事を選択して頂くことになります。

- (3) 活動日は、原則として、月1～2回程度となります。(要相談)

ア 電話相談受付は、週5日、1日当たり約6時間の中で、午前中3時間・午後3時間の交替制になります。（交通費等の実費は支給）

イ 直接支援は、被害者等の必要に応じて隨時行います。（交通費等の実費は支給）

ウ 活動上の各種事故に備え、センターの経費でボランティア保険に加入します。

- (4) ボランティア支援員には、登録後も継続して必要な研修等や、活動後の心理的なケアを行います。

(5) ボランティア支援員活動開始時期は、令和5年4月からを予定しています。

10 お問い合わせ先

(公社)被害者支援センター やまなし事務局

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内2丁目28番15号 キクヤビル 1階

電話・FAX 055-228-8639

E-mail sien-yamanashi@comet.ocn.ne.jp

専務理事(事務局長) 赤 池 和 美

サポートセンター長(統括コ-デネ-タ-) 佐々木 由 紀

支援センター支援局長 関 本 かおり